

令和 2 年 5 月 18 日

保育園、認定こども園等を利用している
お子さんの保護者の皆さまへ

新潟市こども未来部保育課長

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の解除に伴う保育園等の 対応について

日ごろより、本市の幼児教育・保育行政にご理解をいただきありがとうございます。
政府は、今月 14 日、本県を含む 39 県について、新型コロナウイルス感染症にかか
る緊急事態宣言の解除を行いました。

保育園等においては、社会の機能維持に必要な事業所であることから「保育所にお
ける感染症対策ガイドライン」に基づき、運営を継続するとともに、感染拡大のリス
クを最小限とするため、5 月 31 日までの間、登園の自粛要請をさせていただき保育の
提供を縮小して実施しているところです。

緊急事態宣言は解除され、社会経済活動が再開されるにあたり、保育園等について
も、感染拡大防止に最大限配慮をしながら、縮小の規模を段階的に緩和し、6 月 1 日
から通常運営とします。

5 月 31 日までは、家庭での保育が可能な保護者の皆さまには、引き続きご協力をお
願いいたしますが、緊急事態宣言の解除に伴い、保育が必要となった保護者の皆さま
には、既に提出済の登園予定表に関わらず、通常どおり、保育をご利用いただけます
ので各施設にご相談ください。

ただし、登園予定に変更がある場合は、保育体制や給食の準備等、対応が必要とな
りますので、事前に各施設へご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、5 月 31 日までの保育料については、既に発出済の通知のとおり、登園しなか
った日数に応じて減額いたします。(6 月 1 日からは、減額はありません。)

給食費の取り扱いは各施設にご確認ください。

【問い合わせ先】

保育園の運営に関すること	保育指導グループ	025-226-1215
	保健・給食グループ	025-226-1221
保育料に関すること	運営・給付グループ	025-226-1225
		025-226-1227